

◎新潟県告示第324号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和4年3月25日

新潟県知事 花 角 英 世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
児童発達支援 放課後等デイサービス	こどもサポート教室 「きらり」北長岡校	長岡市稲保南1丁目 219-17	株式会社クラ・ゼミ	令和4年 3月1日